

掛川市訓令甲第2号

掛川市臨時職員等の任用等に関する規程（平成17年掛川市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

掛川市長 松井三郎

第10条第3項第6号中「6月」を「5月」に、「3日以内」を「5日以内」に改める。

第22条第1項中「前月の16日からその月の15日まで」を「その月の初日から末日まで」に、「その月の末日」を「翌月の末日」に改め、同条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この訓令甲は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市臨時職員等の任用等に関する規程の規定は、施行日以後に係る賃金について適用し、施行日前に係る賃金については、なお従前の例による。